

## 専門研修プログラムPR特設 WEBサイト制作業務委託に係る企画提案実施要項

### 1. 委託業務名

専門研修プログラムPR特設 WEBサイト制作業務委託

### 2. 委託業務内容

別添仕様書のとおり

### 3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 4. 委託上限額

21,632千円（消費税及び地方消費税を含む）

### ※ 注意事項

- ・ この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

### 5. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 次のアからオまでに該当する者。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(3) 仕様書の内容を十分に理解した上で本企画提案に参加できること。

### 6. スケジュール

令和5年6月12日（月） 公告

令和5年6月19日（月）	質問事項の受付期限（午後3時）
令和5年6月23日（金）	質問事項の回答（午後5時）
令和5年6月28日（水）	企画提案参加希望書の提出期限（午後5時）
令和5年7月7日（金）	企画提案書の提出期限（午後5時）
令和5年7月中旬	選考実施（書類審査） ※審査員から企画提案参加者への質疑応答を含む
令和5年7月下旬	選考結果通知（委託業者決定）

## 7. 企画提案参加希望書の提出

本事業の業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加希望書（別紙様式1）」を提出すること。

### （1）提出方法

希望書の提出方法はE-mailとする。

※必ず電話による到達確認を行うこと。

<提出先>

「13. 問合せ先及び提出先」のとおり。

### （2）提出期限

令和5年6月28日（水）午後5時

## 8. 企画提案書の作成方法

### （1）作成留意事項

ア 企画提案書の様式は任意であるが、A4版・片面で作成すること。

イ 企画提案書の1ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。

（ア） 表題（専門研修プログラムPR特設WEBサイト制作業務委託 企画提案書）

（イ） 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-mailアドレス

ウ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

エ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

※ 提案書の枚数に制限を設けないが、提案のサマリー及びアピールポイントを1ページにまとめた資料を添付すること。

（ア） 提案の基本的な考え方

（イ） 企画提案事項の内容、実施方法、独自提案、特に重要と考えるポイント

※ 内容については、特に、WEBサイトの構成、掲載コンテンツ及び広報戦略の実施内容を具体的に提案すること。

（ウ） 契約期間全体における業務スケジュール

（エ） 業務実施体制

- (オ) その他、必要と思われる事項
- (2) 添付書類
- ア 法人の概要（設立趣旨、事業内容）が分かるもの
    - ※ 上記内容が記載されていれば、既存のパンフレット等でも構わない。
  - イ 法人の登記事項全部証明書（提案日前3か月以内に取得したもの）（写し可）
    - ※ 副本への添付は不要
  - ウ 法人の定款又は寄付行為、規約若しくはこれに準ずる書類
    - ※ 副本への添付は不要
  - エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に関する申出書（別紙様式2）
    - ※ 副本への添付は不要
  - オ 委託料見積書
    - ※ 副本への添付は写しで可
  - カ 仕様書中8その他に掲げる条件等に関する書類（写し可）
- (3) その他
- ア 企画提案は、1提案者につき1提案に限る（複数の提案は不可）。
  - イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することは不可とする。
9. 企画提案書等の提出部数及び提出方法
- (1) 提出部数
- 4部（正本1部、副本3部）  
併せて電子データを一式提出すること。
- (2) 提出方法
- 持参又は郵送とする。郵送の場合は必ず書留とすること。  
<提出先>  
「13. 問合せ先及び提出先」のとおり。
- (3) 提出期限
- 令和5年7月7日（金）午後5時
- (4) その他
- ア 提出書類は一切返却しないものとする。
  - イ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。
  - ウ 本実施要領に違反した場合や提出書類に虚偽の内容を記載した場合は応募を無効とする。
10. 質問事項の受付
- 募集の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年6月19日(月)午後3時まで

(2) 受付方法

質問書(別紙様式3)に記入の上、E-mailで提出し、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、令和5年6月23日(金)までにHPに掲載する。なお、電話による質問には、簡易なものを除き応じない。

## 11. 契約候補者の決定方法

(1) 決定方法

県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、企画内容や業務遂行能力などを総合的に審査するものとする。

当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約候補者に決定する。

なお、審査方法は書類審査とする。

(2) 審査項目

審査項目は概ね下記のとおり。

ア 業務の実施体制

① 会社として十分な実績があり、十分な実施体制を敷いているか。

イ 事業の企画能力・遂行能力

① 専門的なノウハウを生かした提案となっているか。

② 医学生・臨床研修医が、本県で専門研修を受講する意欲を高めるコンテンツの提案がされているか。

③ 実施スケジュールは明確かつ具体的であるか。

④ 十分な広報能力があり、戦略的な広報計画が立てられているか。

⑤ 工夫や独自提案があるか。

ウ その他

① コストパフォーマンスに優れた積算となっているか。

② 事業の目的を達成するための特に優れた提案があるか(仕様書に記載のない事項への独自提案も可)。

## 12. 契約の相手方の決定方法

県は、契約候補者(審査の結果、評価が最も高かった提案者)と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。契約候補者と協議が整わない場合は、評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

なお、提出書類を提出した事業者が1者のみの場合でも上記選考方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

13. 問合せ先及び提出先

埼玉県保健医療部医療人材課 医師確保対策担当

住 所：〒330-8777 埼玉県さいたま市中央区新都心1-2

電 話：048-601-4600

F A X：048-601-4604

E-mail：a3560-03@pref.saitama.lg.jp